

岐阜県地域密着型サービス評価実施要綱

平成18年12月25日制定

平成22年 2月 1日改正

平成25年 4月 1日改正

平成27年 4月 1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第97条第7項並びに「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第36号)第86条第2項に基づき、指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(以下「事業者」という。)が実施する介護サービスの評価について、その実施方法に関し必要な事項を定めることにより、介護サービスの水準を確保し、質の向上を図ることを目的とする。

(評価の種類及び項目)

第2条 事業者は、自ら提供する介護サービス等について次に掲げる評価を実施するものとする。

- 一 事業者が自ら実施する介護サービスの質の評価(以下「自己評価」という。)
- 二 知事の選定した評価機関が実施する介護サービスの評価(以下「外部評価」という。)

2 前項の評価に用いる項目は、別紙1のとおりとする

(評価の実施回数)

第3条 事業者は、自らが運営する事業所(以下「事業所」という。)ごとに、原則として、少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を実施するものとする。

2 事業者は、新たに指定を受けた事業所については、指定を受けた日から概ね6ヶ月を経過した時点で自己評価を実施し、指定を受けた日から1年以内に外部評価を実施するものとする。

3 過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ、次に掲げる要件をすべて満たす事業所は、第1項の規定にかかわらず、当該事業所の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たり、外部評価を実施したものとみなすこととする。

一 別紙2の「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」を市町村又は広域連合(以下「市町村等」という。)に提出していること。

二 運営推進会議が、5年間継続して毎年度市町村等が条例で定める回数以上開催されていること。

ただし、平成24年度までは毎年度6回以上開催されていること。

三 運営推進会議に、事業所の存する市町村等の職員又は地域包括支援センターの職員が、5年間継続して必ず出席していること。

四 別紙2の「1 自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4及び6の実践状況(外部評価)が適切であること。

4 事業者は、前項の実施回数の適用を希望する場合は、あらかじめ、当該事業所の指定及び監督を行っている市町村等と別に定めるところにより協議し、同意を得るものとする。

(評価機関)

第4条 外部評価を実施する評価機関は、別に定めるところにより知事が選定するものとする。

(自己評価の実施方法)

第5条 事業者は、自己評価を実施するに当たっては、当該事業所を運営する法人の代表者の責任の下に、管理者が介護従業者と協議して実施するものとする。

(外部評価の実施方法)

第6条 事業者が外部評価を受けようとするときは、評価機関に申し込むものとする。

- 2 評価機関は、前項の申込みがあった場合で次のいずれかに該当する場合は、自ら適切な評価を行うことが困難であるものとし、他の評価機関を紹介するものとする。
 - 一 申込事業者と雇用関係にない評価調査員が必要数いない場合。
 - 二 申込事業者と当該評価機関の運営母体が同一である場合。
 - 三 その他、公正中立な立場で評価を行うことが困難である場合。
- 3 事業者は、第1項の申込みをした後、当該評価機関との間で評価業務委託契約を締結し、当該契約に基づき、当該評価機関に対して評価手数料を支払うものとする。
- 4 評価機関は、実施要領を定め、当該要領及び前項の評価業務委託契約に基づき外部評価を実施するものとする。
- 5 第3項の評価業務委託契約書及び前項の実施要領の参考例は、それぞれ別紙3、別紙4のとおりとする。

(評価結果の公開等)

- 第7条 評価機関は、介護サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するために、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAMNET)」を利用して、別紙2の「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」(以下「評価結果等」という。)を公開するものとする。
- 2 事業者は、評価結果等を次に掲げる方法により公開等をするものとする。
 - 一 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明すること。
 - 二 事業所内の見やすい場所に掲示する、自ら設置するホームページ上に掲示する等の方法により、広く開示すること。
 - 三 利用者及び利用者の家族へ手交又は送付等により提供を行うこと。
 - 四 指定を受けた市町村等に対し、評価結果等を提出すること。この場合の市町村等とは、事業所の存する市町村等に限らず、平成18年4月1日以降、指定を受けた他の市町村等に対しても同様の取扱いとする。
 - 五 評価結果等については、自ら設置する運営推進会議において説明すること。この場合、併せて別紙2の「3 サービス評価の実施と活用状況」を作成し、説明することが望ましいこと。
 - 3 事業所が在する市町村等は、介護サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するために、事業所から提出された評価結果等を管内に設置する地域包括支援センターに提供するとともに、市町村等の窓口及び地域包括支援センターの窓口の利用しやすい場所に掲示等を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 これにより、岐阜県認知症高齢者グループホームサービス評価実施要綱(平成17年3月9日制定)については廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。